

議第 2 号議案

全てのウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援と
肝炎ウイルス検診の更なる推進を求める意見書案

上記意見書案を別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 28 年 3 月 16 日

提出者	桐生市議会議員	人	見	武	男
賛成者	桐生市議会議員	周	藤	雅	彦
	同	福	島	賢	一
	同	飯	島	英	規
	同	周	東	照	二
	同	関	口	直	久
	同	田	島	忠	一

桐生市議会議長 森 山 享 大 様

全てのウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援と 肝炎ウイルス検診の更なる推進を求める意見書

我が国のウイルス性肝炎患者・感染者は厚生労働省の調べで、現在約 250 万人にものぼり、現在の年間死亡者数は約 3 万 5000 人いるとされる。いまだ 1 日約 100 人が命をうばわれている。

平成 21 年に成立した肝炎対策基本法の前文では、国はその責任を認め、集団予防接種と同様に、一般医療でも注射器等医療器具の消毒や取替えが不十分なことや長期の売血制度による輸血等での血液感染がウイルス性肝炎の蔓延を拡大させたとされている。

このような事情を受け、肝炎対策基本法第 15 条には「国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じ、適切な肝炎医療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする」とあり、附則では「肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする」とされている。

しかし、現行の医療費助成の対象は、抗ウイルス治療や重症化予防のための検査費用であり、主として症状が軽い患者が対象となる。

一方、肝硬変患者に対する生活支援制度である障害年金については認定基準が一部改正され、また、身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度（障害者手帳）も平成 28 年度より認定基準の緩和が予定されており、医療費助成の対象が拡大されるが、対象となる患者は限定される。

そのため、肝硬変・肝がん患者の療養支援の強化、取り分け医療費助成の実現は、高齢化・重篤化が進む肝炎ウイルス感染者にとって最も重要で急がれる課題となっている。

また、肝炎ウイルス検査を受けていないウイルス感染者を早期に発見し治療に結び付けることは、国民病であるウイルス性肝炎を克服するための根幹となる対策である。しかし、いまだウイルス検査の受検率は十分とは言えず、さらにウイルス検査で陽性であることが判明しても必ずしも有効な治療に結び付かない現状が指摘されており、一層のウイルス検査受検推進と陽性者へのフォローアップを進めることが求められている。

こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対して、下記の事項を要望する。

記

- 1 全てのウイルス性肝硬変・肝がん患者に係る医療費の助成制度創設を早急に検討し進めること。
- 2 肝炎ウイルス未受検者への一層の受検推進及び検査陽性者を治療に結び付けるより効果的な取組を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 日

桐生市議会議長 森 山 享 大

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

財 務 大 臣

法 務 大 臣 あ て